

## 介護支援 ボランティア制度

# 高齢者が助け合える まちづくりを目指して

市では、介護が必要な人を地域全体で支える地域づくりと高齢者の社会参加を促進することを目指して、10月1日(月)から「介護支援ボランティア制度」を開始します。この制度は、市の指定を受けた介護サービス事業所で介護支援活動を行った65歳以上の人に交付金を交付することで、介護支援活動を推進します。支払われた交付金は、介護保険料の支払いなどに利用してください。

### 介護支援ボランティア制度の概要

活動したい人は、事前に社会福祉協議会に登録が必要です。

登録できる人	市に住民記録のある65歳以上の人
活動場所	市から介護支援ボランティア受け入れ機関の指定を受けた介護サービス事業所
活動内容	レクリエーションなどの指導・補助、入所者・利用者の話し相手、食事の準備や洗濯の手伝いなど、施設職員の補助的な役割のもの(受け入れ機関によって行うことができる活動内容に違いがあります)
交付金	おおむね1時間程度の活動でスタンプカードにスタンプが1つ押されます。10スタンプごとに1,000ポイントとなり、翌年度に申請することによってポイント数と同額の交付金を受け取ることができます(1年間に受け取ることができる交付金の上限は5,000円)

### 介護支援ボランティア制度の流れ

#### 社会福祉協議会へ介護支援ボランティアの登録

登録すると、社会福祉協議会から活動実績を記録するためのスタンプカードが交付されます。

#### 市の指定を受けた受け入れ機関で介護支援活動

受け入れ機関の指定を受けている事業所のうち、希望する事業所を選んで活動をしてください。

#### 翌年度に介護保険課へ活動実績の報告(交付金の支給申請)

年度末に登録者に申請書を送付しますので、スタンプカードを添付して介護保険課で申請をしてください。

#### 交付金の振り込み

社会福祉協議会から振り込まれます。介護保険料の支払いなどに利用してください。

介護支援ボランティア制度について、説明会を開催します。興味のある人は、ぜひ参加してください。

日時=9月25日(火) 午後2時から

会場=保健福祉館多目的ホール

対象=介護支援ボランティアに興味のある65歳以上の人(その家族も参加できます)

申込方法=介護保険課(☎20-1545)へ



※くわしくは介護保険課(☎20-1545)へ。